

改正相続法制の内容について（その4）

令和5年7月28日

弁護士 関戸一考

1. はじめに

相続法制の改正の内容を、これまで、①配偶者の保護、②遺言書の利用の促進、③利害関係人の公平を図る制度、の3つの観点からその内容を解説しました。

今回はそれ以外の改正点で、重要なものの解説をします。

2. 遺言分割前の預貯金の払戻制度の新設

（1）新設された内容

遺産分割前に発生した「相続人の生活費」「葬儀費」「相続債務の弁済」などの資金需要に対応できるようにするため、相続された預貯金債権について、共同相続人が「単独」で払戻しを受けられる制度が新設されました。

（2）この制度が新設された理由

そのきっかけは、平成28年12月19日に出された最高裁決定にあります。この決定は「預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれる」と判断したため、共同相続人は、遺産分割が終了するまで、預貯金の払戻しが出来なくなりました。

従前、預貯金は、法定相続分に応じて当然分割される（民法427条）とされていたため、遺産分割協議成立前でも自己の持分相当額を払い戻すことができました。それができなくなり、その不都合を解消させるためにこの制度が新設されたのです。

（3）新設された2つの制度

ア 金融機関の窓口で、預金債権の一定割合については、相続人が単独で、支払いを受けられる制度（改正民法909条の2）が新設されました。

その場合、払い戻しができる金額の具体的な計算式は次のとおりです。

「預貯金債権額×1/3×法定相続分」となります。但し、単独で払い戻しを

受けられる額は1金融機関ごとに「150万円が上限」とされています。

イ 遺産分割の審判前の保全処分の要件を緩和する制度（家事事件手続法200条3項）が追加されました。

家庭裁判所に遺産分割の調停・審判が申し立てられた際に認められる保全処分で、「仮払いの必要性」があれば、他の相続人の利益を害さない限り、「仮の取得」（仮払い）が認められるようになりました。

3. 遺留分侵害額請求の金銭債権化の創設

（1）創設された内容（改正民法1046条・1047条）

ア 遺留分侵害額請求権が行使された場合、これまでは侵害額相当割合分だけ物権的な権利変動があるとされていたものが、単に遺留分侵害額相当の金銭債権が発生することとされました（改正民法1046条）。

イ その場合、金銭を直ちに準備できない受遺者等のため、裁判所は、金銭の支払に相当の期限を許与できるようにしました（改正民法1047条5項）。

（2）今回の創設がなされた理由

従前は、請求の対象となった目的物の所有権が侵害の割合分だけ遺留分権利者に移転し、共有状態が生ずるとされていました。しかし、それでは目的財産を受遺者等に与えたいとする遺言者の意思に反する可能性があり、加えて複雑な共有関係を回避するために、金銭債権化することにしたものです。但し金銭の支払いの準備のために、相当の期限の許与を裁判所に求めうることになりました。

4. 遺留分等の計算方法を明文化する規定の新設

（1）遺留分及び遺留分侵害額を求める計算式の明文化

ア 遺留分を求める計算式（改正民法1042条第1項・1043条第1項）

「遺留分の算定財産の価額×1/2×法定相続分」で計算されます。

（但し、直系尊属のみが相続人の場合は「1/2」が「1/3」となります）

イ 遺留分侵害額を求める計算式（改正民法1046条第2項）の確認

「遺留分額－特別受益額－具体的相続分額＋負担する法定相続分に応じた債務額」で計算されます。

ウ 明文化の趣旨

遺留分侵害請求権が金銭債権化されたことに伴い、改めてその内容の確認がなされたのです。

（2）遺留分の算定財産に算入する相続人に対する贈与の範囲の限定

ア 相続人に対する贈与の改定内容（改正民法1044条3項の内容）

「相続人に対する贈与」は「相続開始前の10年間」にされたものに限り、その価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与に限る）を遺留分算定の財産価額に算入する、ということになりました。

イ 改定の理由

「相続人に対する贈与」は、「第三者に対する贈与」のように1年間の制限はなく、原則として無制限に算入されるとするのが最高裁判例（平成10年3月24日）でした。しかし、これでは何十年も前の贈与も含まれることになり、あまりにも不自然であるため相続人に対する贈与についても「10年以内のものに限定する」こととしたものです。

但し、当事者双方が遺留分権利者を害することを知っていた場合には、10年間に限定されないこととされています（改正民法1044条1項）。

（3）遺留分侵害額算定の際の債務の取扱い方法

ア いかなる内容が明文化されたのか（改正民法1047条3項の内容）

- ① 遺留分侵害額の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者が承継する「債務を消滅させたとき」は、遺留分権利者に対する「意思表示」により、その限度で自らが負担する債務を消滅させることができることとなりました。
- ② その場合、取得した「遺留分権利者に対する求償権」は、消滅した債務額の限度で消滅するというものです。

イ これにより，受遺者・受贈者が遺留分権利者の承継する債務を「弁済」や「免責的債務引受」などで消滅させた場合の取り扱いが規定されたのです。

5. まとめ

今回は，注意を要する部分を解説しました。そのうちでも，遺留分及び遺留分侵害額の算定方式に関しては，かなり細かな内容が整備されています。

(つづく)